

「ペイフォワード(Pay Forward)の発想で想いを伝える」

独立行政法人農林漁業信用基金 副理事長 北 英敏

特集 政策担当者へ聞く 農林水産省から

農林水産省経営局金融調整課長 宮田 龍栄

林野庁林政部企画課長 上杉 和貴

水産庁漁政部水産経営課長 高屋 繁樹

農林水産省経営局保険監理官 土居下 充洋

水産庁漁政部漁業保険管理官 原口 大志

地域の農林漁業だより

青森県農業信用基金協会

奈良県農業信用基金協会

鹿児島県農業信用基金協会

長野県 林務部 森林政策課

全国漁業信用基金協会 山形支所

全国漁業信用基金協会 大分支所

北海道農業共済組合

滋賀県農業共済組合

政策の窓

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案について

農林水産省大臣官房政策課 企画官 加集 雄也

信用基金からのお知らせ

～漁業信用保証制度のご案内～



CONTENTS

『ペイフォワード (Pay Forward) の発想で想いを伝える』

独立行政法人農林漁業信用基金 副理事長 北 英敏 01

特集 政策担当者に聞く 農林水産省から

農林水産省経営局金融調整課長 宮田 龍栄 02-03

林野庁林政部企画課長 上杉 和貴 04-05

水産庁漁政部水産経営課長 高屋 繁樹 06-07

農林水産省経営局保険監理官 土居下 充洋 08-09

水産庁漁政部漁業保険管理官 原口 大志 10-11

地域の農林漁業だより

農業信用基金協会だより

青森県農業信用基金協会 12-13

奈良県農業信用基金協会 14-15

鹿児島県農業信用基金協会 16-17

林業・木材産業だより

長野県 林務部 森林政策課 18-19

漁業信用基金協会だより

全国漁業信用基金協会 山形支所 20-21

全国漁業信用基金協会 大分支所 22-23

農業共済組合だより

北海道農業共済組合 24-25

滋賀県農業共済組合 26-27

政策の窓

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案について
農林水産省大臣官房政策課 企画官 加集 雄也 28-31

信用基金からのお知らせ

～漁業信用保証制度のご案内～ 32-33

信用基金の動き等

信用基金の動き、人事異動等 34



『ペイフォワード (Pay Forward) の 発想で想いを伝える』



独立行政法人農林漁業信用基金

副理事長 北 英敏

私は、これまで農林漁業ビジネスとは縁遠い世界で過ごしてきましたが、基金でこの世界に接する機会を得て、はじめて、この世界の奥深さを垣間見ることができました。この世界についてのこれまでの自分の理解の浅さを反省するとともに、大きな気づきを得ることができたことに感謝しています。素人の浅薄な気づきではありますが、少しお話しさせていただきます。

農林漁業に対する私の当初のイメージは、食糧生産を担う重要な産業という漠としたイメージでしたが、この場所でいくつかの気づきを得ることができました。例えば、農林漁業という産業は、①公共性の高い多面的な役割（環境保全、沿岸警備、治山など）を担っており、単純にビジネスとしての採算だけで判断できない。②超長期的な観点が必要であり、特に、林業においては、30年、50年という単位で（世代を超えて）ビジネスサイクルが動く。③地域性（生活・気候・環境）と密接にリンクしており、その地域だけの視点ではなく、地域を超えた横の連携が必要になるなどの気づきです。

これらの気づきの共通点は、農林漁業という産業は、会社単位のビジネスを基本とした一般の経済理論が通用しづらく、地理的・時間的にも大きな視点から利他的な発想が必要な産業だということです。これは、現代における会社という組織が、短期の利益至上主義を求め、その結果、環境問題、貧富の問題などを生み、また、精神的な豊かさを失ってしまったことと正反対の方向性でもあります。

「ペイフォワード」という言葉があります。自分たちが他人から受けた善意を、善意を与えてくれた当人にではなく、他の誰か（その先の人）に渡すことで、自分が受けた善意をその先につないでいくということです。日本語では、「恩返し」ではなく「恩送り」とでも訳すのでしょうか？わかりやすい例でいえば、林業において、先人たちが30年前に植樹してくれた材を、その先の世代である我々が伐採して活用し、また、我々が植樹したものを我々の子や孫が切るという仕組みです。

2000年に公開された「ペイフォワード」という

映画があったのを覚えておられるでしょうか？ある少年が、「自分が受けた思いやりを別の相手3人に返す」という仕組みで社会を変えようと試みるという映画でしたが、自分さえよければよいという当時の自己中心的な世相の中で、一服の清涼剤のように感じられたことを思い出します。

短期の利益至上主義を反省し、改めて、与えることの重要性を理解し、地域社会や環境に貢献することが会社や社会のレジリエンスにつながり、同時に精神的な豊かさを取り戻すことができるという「ペイフォワード」的な発想が今改めて注目を浴びています。

実は、農林漁業という産業こそ、「ペイフォワード」的な発想を地で行く、古くて新しいビジネスであり、時代の先端を行くビジネスとして、若い人達も農林漁業に注目し始めています。私も、自分たちの世代・地域だけの損得ばかりではなく、世代を超えた遠い子孫や周辺の地域のことまで視野に入れた高い視点でこそ成立する農林漁業という産業の先進性を改めてかみしめています。

時に厳しい環境や経済の波にもめげず、地域の食料供給を支え、豊かな自然を守るために努力し、新たな未来を切り開いてきた先人たち。現在われわれが立っていられるのも、そうした先人たちの恩のおかげであることを感謝しつつ、先人たちの知恵や地域の伝統の上に、スマート農業など、我々の世代ならではの新しいアイデアや技術を載せて、それを後進につないでいく。こうした現場の皆さんの試みこそが、「ペイフォワード」的な発想で農林漁業という産業を持続可能な方向に導こうとする試みであると思います。改めてこうした現場の皆さんの努力に敬意を表したいと思います。

基金は、現在の中期計画が終了する令和9年（2027年）に、基金の前身である「農業共済基金」が発足して75周年を迎えます。改めて、基金の先輩たちが残した想いの重みを感じつつ、基金の活動を通じてその想いを「ペイフォワード」することで、農林漁業に携わる皆さんの明るい未来にお役に立ち続けたいと思います。

令和6年度の 農業金融について

政策担当者に聞く

農林水産省経営局金融調整課長

宮田 龍栄



平素より農政の推進につきまして御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。

はじめに、令和6年能登半島地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

都道府県農業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金の皆様をはじめ、農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様におかれましては、農業経営に必要な資金供給の円滑化に向けて御尽力いただいておりますことに敬意と感謝を申し上げます。また、厳しい農業経営の資金繰りに関し、政府の要請も踏まえて、円滑な資金供給や償還猶予等の条件変更柔軟に応じていただいております金融機関の皆様改めて篤く御礼申し上げます。

(我が国金融をめぐって)

我が国の金融をめぐっては、改めて申し上げるまでもなく、人口減少による市場縮小や厳しい運用環境などの中で難しい舵取りが迫られる状況が続いています。また、脱炭素・グリーン化の動きの加速化など時代の大きな流れについて、デジタル技術等のイノベーションの力も利用しつつ、いかに対応し、ビジネスチャンスとして活かしていけるかが問われている状況といえます。他方、本年3月には、日銀によるマイナス金利政策の解除といったこれまでの大規模な金融緩和策の変更が決定されるなど、我が国金融情勢は新たな段階へ移行すること

となりました。

各金融機関の皆様におかれましては、引き続き、顧客ニーズに応えつつ経営基盤を強化し、時代の変化に即したビジネスモデルの構築、経営の持続性の確保に不断に努めていただくことを期待いたしております。

(農業金融について①：金融機関における取組)

各地域の農業の維持・活性化に向けては、農協系統をはじめ地域の金融機関において、経営相談・経営診断などを通じて取引先の農業者のニーズを細かに汲み取り、必要な資金を適切に供給していただくことが重要です。また、金融機関の強さである豊富なネットワークや情報を活かし、農業と食品産業等の農業関連産業の良好な関係の構築に取り組んでいただくなど地域農業のポテンシャルを引き出す取組を展開していただき、そのことが金融機関の収益向上にもつながっていくことを期待いたします。

農業融資をめぐると、農協系統金融機関の新規農業融資額は近年増加傾向にあります。令和4年度の新規農業融資額（長期資金）は4,315億円であり、平成27年度と比べて1.6倍の規模です。また、農協系統以外の民間金融機関における令和4年度の農林業向け新規融資（設備資金）は778億円であり、地方銀行等におかれても積極的に農業経営を後押ししていただいている事例が多々あるものと認識しています。

農業融資が円滑に行われるためには、農

業信用保証保険制度がその役割を十分に発揮することが必要です。我が国の農業経営・農業生産、ひいては国民への食料の安定供給を、いわば縁の下の力持ちとして支えているのが農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様であると考えております。

(農業金融について②：農業金融に関する施策)

農業融資に関する施策としては、上記の農業信用保証保険制度等の各種関連制度を適切に運用するよう努めつつ、制度資金に関する利子助成や保証料助成を実施する等の予算事業を措置しています。今年度も必要な事業を展開し、農業者の経営を金融面からサポートしてまいります。

また、民間金融機関の活動を補完する役割を担うのが、政策金融機関たる日本政策金融公庫と沖縄振興開発金融公庫です。飼料価格をはじめ生産資材価格の高騰の長期化により農業経営が大きな影響を受けている中、農林漁業セーフティネット資金等の円滑な供給を通じて農業経営の下支え機能が発揮されていると考えています。今後も、民間金融機関と公庫が連携・協調し、農業者に必要な資金や経営ノウハウが適切に提供されることを期待しています。

さらに、最近の動きとしては、ESG（環境、社会、ガバナンス）金融に関し、農林水産省として農林水産業・食品産業分野におけるノウハウや実践事例などをとりまとめ（「農林水産業・食品産業に関する ESG 地域金融実践ガイドランス」）、その推進を図っています。

また、農林水産省においては、近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、食料・農業・農村基本法の改正法案を国会で審議いただいているところです（令和6年4月

現在）。農業金融施策についても、改正基本法の趣旨を踏まえ、時代の要請に応じたものとなるよう着実に推進してまいります。

(信用基金の新たな中期目標について)

信用基金の業務について、昨年度より、第5期中期目標期間が始まりました。中期目標とは、独立行政法人制度に基づくものであり、信用基金などの独立行政法人に対して主務大臣（信用基金については農林水産大臣及び財務大臣）が今後5年間にわたって取り組むべき事項をお示しするものです。独立行政法人は、中期目標をベースに自ら5年間の計画（中期計画）を作成し、実行します。

信用基金にお示しした第5期中期目標においては、農業信用保証保険制度の運営に関する理念・方向性をお示しし、その下で、信用基金に自らの創意工夫に基づく取組を進めていただくこととしています。

目標達成のための指標についても、アウトプット指標よりも、可能な限りアウトカムに着目した定量的な指標を設定しています。

信用基金では、令和5年度の具体的な取組として、①スマート農業の実装案件に係る審査能力の向上、法人化・大規模化した農業者に対する保証引受けの増大のための関係団体との意見交換、②適切な保険料率の設定に向けた基金協会との議論等、③適切な求償権の管理・回収の取組の促進に向けた求償権償却ガイドラインの骨子案の作成などの取組を行っております。引き続き関係各位の御協力をお願いする次第です。

(おわりに)

農林水産省として、今後とも、農業経営・農業生産を支え、食料の安定供給を確保していく上で、農業金融が適切に展開されるよう、農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様をはじめ関係各位と意思疎通を図りながら、施策を検討し、構築・展開してまいります。

本年度もどうぞよろしくお願いたします。

令和6年度 林業金融施策について

政策担当者に聞く

林野庁林政部企画課長

上杉 和貴



1 はじめに

日頃より（独）農林漁業信用基金の林業信用保証業務の運営並びに森林・林業・木材産業施策の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年の元日に発生した令和6年能登半島地震により、お亡くなりになった方々に哀悼の意を表するとともに、被害にあわれた全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地で復旧・復興に尽力されている関係

者の皆様方の御努力に、深く敬意を表します。林野庁としましても引き続き、被災された林業者・木材産業者の方々への資金繰り支援を行うとともに、被災した山林施設の早期復旧、山地災害発生の危険性が高い荒廃地における治山対策・森林整備の支援など、現地の一日も早い復旧・復興に向けて全力で取り組んでまいります。

2 森林・林業の現状と課題

戦後我が国において造成してきた人工林の多くが利用期を迎えており、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用のサイクルを確立し、2050年カーボンニュートラルの実現と地域の林業・木材産業の成長産業化に貢献していくことが重要です。

このため、林野庁では、路網の整備、搬出間伐の実施、再生林の低コスト化、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備、林業のデジタル化・イノベーション、JAS構造材やCLT等の建築物への利用促進等に努めていくこととしています。また、近年、豪雨等による災害が頻発化・激甚化しており、防災・減災、国土強靱化のための森林整備や治山事業を着実に実施していくことが一層必要となってくると考えています。

社会問題化している花粉症については、昨年10月の関係閣僚会議において「花粉症対策初期集中対応パッケージ」が決定され、

スギ花粉を減少させるため、発生源であるスギ人工林の面積を10年後に約2割減少させることを目指し、その伐採・植替え等の加速化、スギ材需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大等を集中的に実施することが必要とされました。これらの施策に必要な予算を補正予算で新たに措置したところであり、花粉症対策を着実に進めてまいります。

森林環境税については、令和6年度から課税が開始され、森林環境譲与税の譲与額が約600億円に増額となる節目の年です。さらに、令和6年度税制改正では、森林整備を一層推進する観点から、森林環境譲与税の譲与基準が見直され、私有林人工林面積の譲与割合を50→55%とし、人口の譲与割合を30→25%とすることとなりました。林野庁としても活用促進に向けた市町村に対するきめ細かなサポートや広報の取組強化を行ってまいります。（図1）

3 林業金融

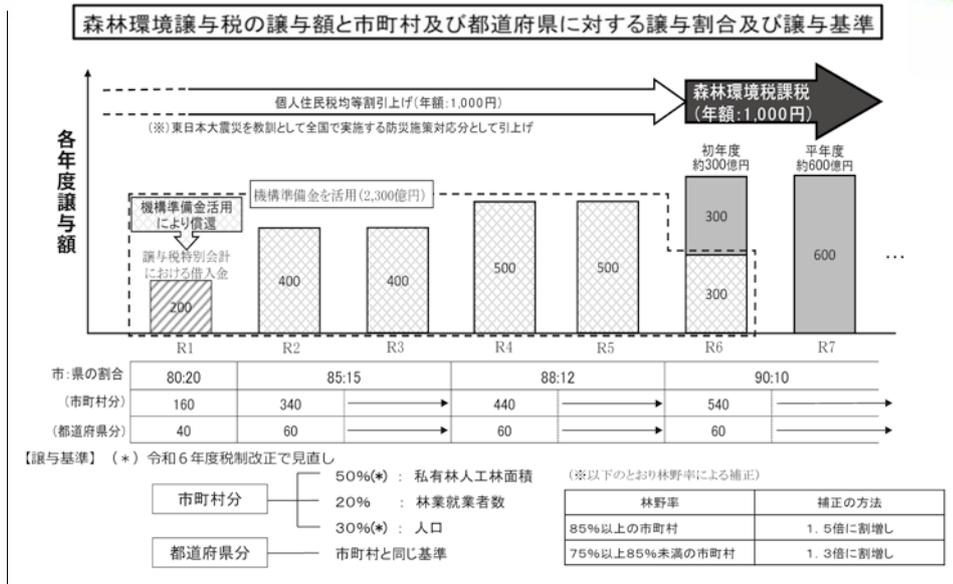
森林・林業の課題にも対応すべく、令和6年度予算では、林業施設整備等利子助成事業と林業信用保証事業により、林業者等の皆様への融資の円滑化を支援いたします。(図2)

利子助成については、林業経営改善計画などの認定を受けた林業経営者の皆様が、(株)日本政策金融公庫から資金を借り入れる場合や、大雨や地震などの自然災害の被害を受けた林業経営者の皆様が復旧に必要な資金を借り入れる場合等には、林業施設整備等利子助成事業により最長10年間、実質無利子で借り入れることが可能です。申請を検討されている方は、全国木材協同組合連合会 (<https://www.zenmokukyo.jp/>) にご相談ください。

債務保証については、林業信用保証事業として、重大な災害からの復旧に取り組む林業者・木材産業者等の皆様が、(独)農林漁業信用基金の債務保証を利用して融資機関から資金を借り入れる際、保証料を最大5年間免除するために必要な経費等の支援を行います。詳細については(独)農林漁業信用基金 (<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>) にお問い合わせください。

また、令和6年能登半島地震により被害を受けた事業者の皆様には、(株)日本政策金

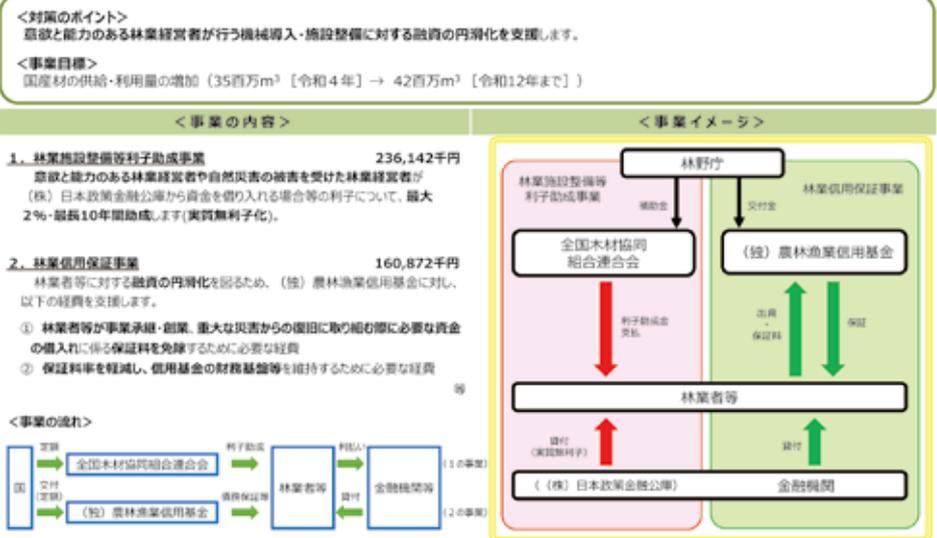
○図1



○図2

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業金融対策(継続)

【令和6年度予算額 397,014 (554,101) 千円】



融公庫の災害関係資金を実質無利子、実質無担保・無保証人で活用いただけます。また、(独)農林漁業信用基金の債務保証を活用し民間融資機関より融資を受ける場合、保証料を最大で5年間免除とすることが可能となる支援を行っています。詳しくは、林野庁のHP (<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/kinyu/saigai.html>) をご覧ください。

最後になりますが、継続的な事業経営に取り組んでおられる皆様のご努力に心から敬意を表するとともに、引き続き森林・林業・木材産業施策を推進してまいりたいと思います。

令和6年度の 水産金融施策について

政策担当者に聞く

水産庁漁政部水産経営課長

高屋 繁樹



「基金 now」をご覧の皆様におかれましては、日頃より、漁業信用保証保険制度の運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

令和6年能登半島地震により犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆様、また、ご家族・関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

被災地域の皆様の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

水産庁として、令和6年能登半島地震の影響を受けた事業者等を支援するための相談窓口を設置しております。

(https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/inquiry_suisan240105.html)

お困りの方は相談窓口にご相談ください。

1 我が国水産業の情勢について

昨今の日本漁業を取り巻く環境は、海洋環境の変化などを背景とした主要魚種の不漁、新型コロナウイルス感染症の流行による消費の低迷、ウクライナ情勢に起因する燃油・餌料価格の高騰やALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等により、我が国の漁業を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。加えて、近年被害が大型化する低気圧・台風災害や本年元日に発生した能登半島地震などの自

然災害にも、対応していかなければならない難しい状況となっています。

そのような中、日本の水産業は、新たな水産資源管理の着実な実施、漁船漁業及び養殖業の成長産業化、「海業」の振興等による漁村の活性化、漁業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート水産業の実装などといった各種水産施策を待たなして進めているところです。

2 保証の推進と期中管理の強化について

このような水産施策を進めるにあたって、漁業者等に円滑に資金を融通させることが最も重要となる中で、信用力に乏しい漁業者等の信用力を補完し、資金繰りを支える漁業信用保証保険制度は、益々重要な役割を担っていくこととなります。

また、リーマンショックなどの世界的な

金融危機を防ぐ観点から自己資本の強化が求められている「バーゼルⅢ」の枠組みの中にあっては、この漁業信用保証保険制度は水産金融の中心にあると認識しています。この漁業信用保証保険制度を将来にわたって維持していくためには、「保証の推進」と「期中管理の強化」を図っていくこ

とが重要となります。

令和5年度から始まった、農林漁業信用基金の第5期中期計画において、「保険引受残高2,000億円の確保」が1つの指標となりました。この指標が達成されるよう、水産業の情勢を踏まえた資金ニーズを的確に把握し、取り組みやすくなった経営改善制度など、後述する各種水産金融施策を活用しながら、金融機関、漁業信用基金協会及び農林漁業信用基金が連携した保証の推進を行っていく必要があります。

また、保証の引き受けに加え、事故率低

減に向けた期中管理の強化を積極的に行っていくとともに、適切な求償権の管理・回収についても、着実に進めていただきたいと思います。

引き続き、農林漁業信用基金におかれましては第5期中期目標の達成に向けて取組を実施していただくことをお願いいたします。

水産庁においても、漁業者等に必要な資金が円滑に融通されるよう、関係予算の確保に努めていく所存です。

3 令和6年度の水産金融施策

水産庁における令和6年度の主な金融支援策を紹介いたします。

経営改善漁業者、被災漁業者、新型コロナウイルス及びウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた者※に加え、昨年度において、ALPS処理水の海洋放出による影響を受けた者や能登半島地震による影響を受けた者に対し、実質無利子、無担保・無保証人及び保証料助成の金融支援を講じています。

※ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた者は利子助成措置を除きます。

(1) 漁業者保証円滑化対策事業

令和6年度予算額：274百万円

①回収金減少支援事業

(無担保・無保証人) 保証枠：109億円

主な対象者：経営改善漁業者、新型コロナウイルス影響者、ウクライナ情勢に伴う物価高騰影響者、能登半島地震影響者など

②漁業経営改善保証円滑化事業

(保証料助成) 保証枠：26億円

主な対象者：経営改善漁業者、新型コロナウイルス影響者、ウクライナ情勢に伴う物価高騰影響者、能登半島地震影響者など

(※予算額には①②の他に過年度事業の保証引受に係る助成額を含む。)

(2) 漁業者等緊急保証対策事業

令和6年度予算額：237百万円

(無担保無保証人及び保証料助成)

保証枠26億円

主な対象者：東日本大震災の直接被災者、ALPS処理水の海洋放出による影響を受けた者

(3) 漁業経営基盤強化金融支援事業

令和6年度予算額：345百万円

(利子助成) 融資枠55億円

主な対象者：経営改善漁業者、新型コロナウイルス影響者、ウクライナ情勢に伴う物価高騰影響者、能登半島地震影響者など

(4) 水産関係資金無利子化事業

令和6年度予算額：414百万円

(利子助成) 融資枠128億円

主な対象者：東日本大震災の直接被災者、ALPS処理水の海洋放出による影響を受けた者

令和6年度 農業保険制度の運営について

政策担当者に聞く

農林水産省経営局保険監理官

土居下 充洋



1 はじめに

「基金 now」をご覧の皆様方におかれましては、平素より農業保険制度の運営にご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

農業保険（収入保険・農業共済）制度は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき、災害その他の不慮の事故などによって農業者が受けることのある損失や農業収入の減少に伴う影響を緩和する保険制度で、保険料や掛金に国庫補助をしています。

本年に入ってから「令和6年能登半島

地震」をはじめ、気候変動等の影響により災害が激甚化・頻発化するなど予測のつかないさまざまなリスクが農業経営に影響を与える恐れがある中で、農業経営を安定的に継続していくために、災害対策の基本として、農業保険の加入により日頃から備えておくことが大切です。

次の項において、収入保険及び農業共済について、ご紹介させていただきます。

2 収入保険について

収入保険は、全ての農産物を対象に、自然災害による収量の減少や市場価格の低下など農業経営上の様々なリスクによる収入減少を補填します。

青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象として、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に下回った額の9割を補填します。

また、自然災害などにより補填金の受取りが見込まれる場合、保険期間中に無利子のつなぎ融資を受けることができます。

事業の実施体制は、全国農業共済組合連合会で、地域の農業共済組合が加入の受付など農業者との間の事務手続きを行っています。

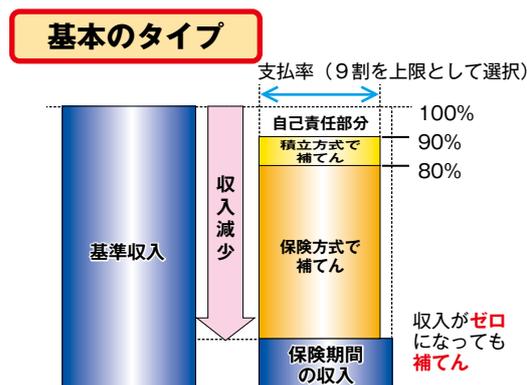
令和元年（平成31年）からの制度実施以降、これまでの間、農業者のニーズ等を踏まえた各種見直しを行っており、令和6年

加入者からは、

- ①気象災害による影響を緩和する特例の導入
- ②青色申告1年分のみで加入できるよう措置
- ③保険のみで9割まで補填できる新たなタイプの創設

などの制度の拡充を行っています。

○図1



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

3 農業共済について

農業共済には、農作物共済、畑作物共済、果樹共済、家畜共済、園芸施設共済があり、自然災害による農作物の収量の減少のほか、家畜や農業用ハウスの損失などを補償します。

(1) 園芸施設共済について

近年、台風や大雪などの自然災害が頻発し、農業用ハウスの被害が多く発生しています。

園芸施設共済では、農業者のニーズに対応し、補償の充実や掛金負担の軽減が可能となるよう制度を見直し、加入拡大に取り組んでいます。

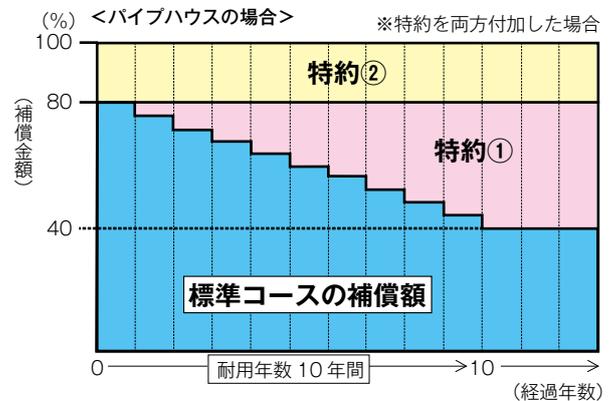
具体的には、築年数に応じた資産価値の8割までの補償（図2 標準コースの補償額）を基本としつつ、特約を付加すれば、古くなった農業用ハウス本体でも新築時の資産価値の最大10割まで補償できる（図2 特約①+②）ほか、1万円を超える小さな損害から共済金をお支払いする特約もあります。

また、小規模の被害や耐用年数を大幅に超過した施設の補償範囲からの除外、生産部会などの集団での加入やパイプハウスの補強などにより、掛金負担を軽減することも可能です。

現在、農業共済団体と連携して強力に加入推進に取り組んでおり、令和4年度の園芸施設共済の加入率は73.8%（加入戸数ベース）となっています。引き続き、多数の施設園芸農家にご加入いただけるよう新規加

入者の拡大に取り組んでまいります。

○図2



(2) 農作物共済などについて

農作物共済及び畑作物共済、果樹共済においては、青色申告者には、対象とする品目やリスクの面で補償が充実する収入保険を推進し、白色申告者には、農協等への出荷データにより収穫量を把握できるといった損害査定が明確な全相殺方式や災害収入共済方式への加入を勧めています。

特に、水稻共済にあつては、去年の記録的な高温等の影響により白未熟粒が多く発生する等、品質低下が発生したため、品質低下も対象となる災害収入共済方式への加入を勧めています。

また、家畜共済においては、昨年4月に改定した診療点数表により、画像等を用いた診療も遠隔診として家畜共済の給付対象となりましたので、遠隔地や深夜など獣医師の往診が困難な場合でも診療が可能になっています。

4 おわりに

令和5年度も能登半島地震のほか、6～8月の梅雨前線や台風6号、7号の影響による大雨、7月以降の記録的猛暑など自然災害が発生しました。また、市場価格の低下や需要の変動などのリスクも懸念されるところです。

農業保険制度が、農業経営のセーフティネットとして十分に機能を発揮できるよう、自治体や関係機関の方々にもご協力をいただきながら、制度の周知や加入拡大に引き続き努めてまいります。

令和6年度における 漁業共済制度の運営について

政策担当者に聞く

水産庁漁政部漁業保険管理官

原口 大志



1 はじめに

「基金 now」をお読みの皆様はじめ関係者の皆様には日頃から漁業共済制度の運営に御理解と御協力を頂いていることに対し、この場をお借りし厚くお礼申し上げます。

また、令和6年1月1日の能登半島地震で、お亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被害にあわれました全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。

まだまだ多くの方々が慣れない環境での避難生活を余儀なくされており、一日も早く石川県をはじめ被災された方々の「日常」を取り戻していくことが大事だと考えています。特に石川県をはじめ北陸地方は水産業が盛んな地域であり水産関係でも多くの被害が発生しました。例えば漁船の転覆や沈没、座礁の被害が生じているほか、海底が露出するほど地盤が隆起するなどこれまで水産関係者が経験をしたこともないような海底での地形変動が生じており、漁港施設にも多くの被害が発生しています。こう

した状況により、浜によってはすぐに漁業を再開できる状況には残念ながらございません。

このため、漁業共済の立場からまずはすぐに対応すべきこととして、令和6年1月3日に漁船保険と漁業共済の関係団体に対し、漁業者への迅速かつ適切な損害評価等の実施や共済金等の早期支払が行われるよう依頼を行ったところであり、被災漁業者に寄り添いながら、漁業共済制度・漁船保険制度を着実に実施してまいりたいと考えています。

その上で、漁業共済制度はあくまで保険であるため、どうしても手が届きにくい部分もあることから、こうした部分については東日本大震災での経験も生かしながら、被災地方公共団体と水産庁が連携して、地元の漁業関係者の意向を尊重するなど丁寧にきめ細かく対応してまいりたいと考えています。

2 漁業共済制度と農林漁業信用基金の漁業災害補償業務

漁業共済制度は、「海」という自然を相手に魚を獲ったり養殖したりする漁業者が、天災などによって受ける損失を補てんすることで漁業経営の安定を図ることを目的とした制度です。また漁業者の損害を国が直接救済するのではなく、漁業者の相互扶助

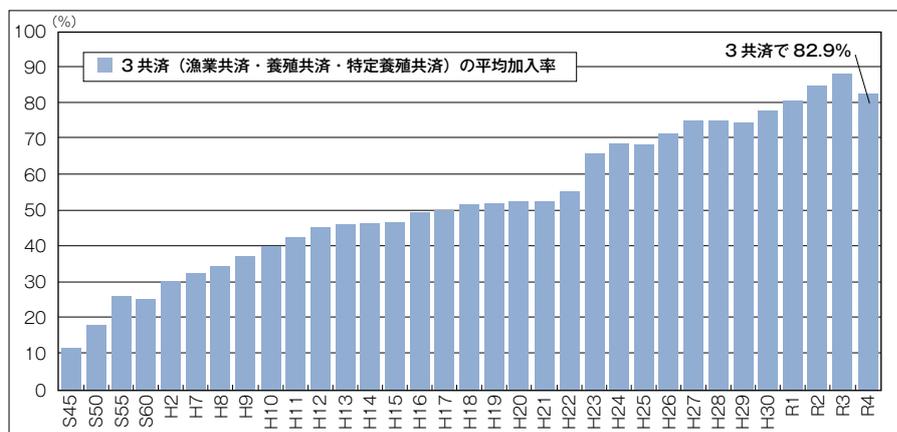
の精神に基づき、保険の仕組みを活用する共済事業となっています。漁業共済への加入は年々増加してきており、令和5年3月末における加入率は生産金額ベースで83%（図1）となっています。

漁業共済においては、全国の各漁業共済

組合が漁業者から共済契約を引き受けることにより地域における危険分散を担い、全国団体である全国漁業共済組合連合会（漁済連）が各漁業共済組合との間で再共済契約をすることで全国的な危険分散を図っています。さらに、異常災害など巨額の損失に対応するため、国が漁済連との間で保険契約を引き受ける仕組みとなっており、漁済連から国に支払われる毎年の保険料は、特別会計（食料安定供給特別会計における漁業共済保険勘定）において経理されています。

また農林漁業信用基金は、漁業収入が減少した漁業者への共済金の円滑な支

払を維持するため、各漁業共済組合及び漁済連に対して、共済金及び再共済金の支払財源となる資金の貸付を行う漁業災害補償関係業務を実施しております。漁業災害補償関係業務は、いわば漁業共済制度全体のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることとなります。

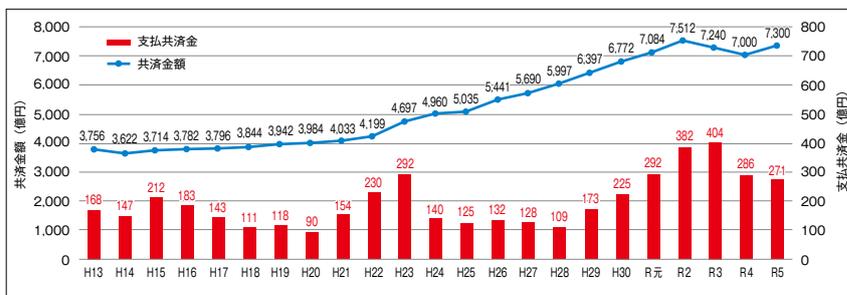


(図1) 3共済の加入率の推移 (生産金額ベース)

3 漁業共済制度をめぐる近年の状況

令和5年度の漁業共済の支払共済金額は271億円となっています。これまでの最高額は404億円（令和3年）で、海洋環境の変化による主要魚種の不漁やコロナ禍の影響により特に令和2年以降、高水準が続いています（図2）。このような状況のなか、農林漁業信用基金では、漁業者への共済金の支払いが滞ることのないよう前述の漁業災害補償

関係業務により漁済連に対し貸付けを行うなど漁業共済制度の円滑な運営に御尽力頂いております。



(図2) 漁業共済の共済金額と支払共済金の推移

4 結びに

現行の水産基本計画（令和4年3月25日策定）においては、漁業共済制度について、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしていることが明記されており、今後、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて、事業収支の改善を図りつつ、持続的かつ安定的な制度運

営を確保することとされています。

こうした中で本年度（令和6年度）における漁業共済事業の運営にあたっては水産基本計画で示された方針に従って、漁業者の皆様が安心して漁業を継続して頂けるよう、事業の円滑な実施を確保しながら、併せて持続的かつ安定的な制度運営に向けて必要な検討を進めてまいりたいと考えております。

青森県農業信用基金協会

1 青森県の気候・風土について

青森県は、本州の最北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と相對し、東は太平洋、西は日本海と三方を海に囲まれ、南は秋田県・岩手県に接しています。面積は、9,646km²（全国第8位）ですが、人口密度は全国第41位となっており、我が国の中では広大で豊かな自然が残っている地域に属します。

中央の奥羽山脈を境として、東部地域（通称県南地域）では、火山灰に覆われた台地や段丘が広く分布するのに対し、西部地域（通称津軽地域）では、広大な沖積低地と出羽山脈の延長にある山地が大部分を占めています。

本州最北端にあるため、冷涼型の気候であり、短い夏と長い冬が特色です。また、山脈、半島、陸奥湾など複雑な地形や海流の関係で、夏季は、北太平洋に発達する高気圧により、東部地域では春の終わりから夏にかけて偏東風（通称ヤマセ）が吹き込むため、低温の日が多く、冷害に見舞われやすい一方で、西部地域は一般的に気温が高く、比較的気象に恵まれています。

冬季は、大陸高気圧の影響により北西の



出典：青森県

季節風が卓越するため、西部地域は気候不良で多雪となりますが、東部地域は冷え込みが厳しいものの、西部地域に比べると晴天の日が多く、降雪量も少なくなっています。

同じ県内でも東部地域と西部地域では、その様相、方言、気質を異にしていることも特徴的です。

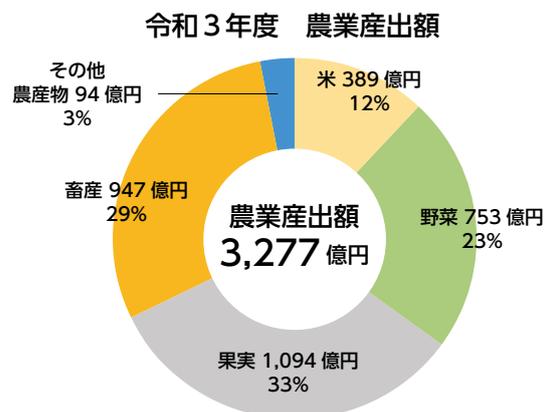
こうした立地条件、気象条件を生かして農林水産業がバランスよく営まれているのが特徴です。

2 青森県の農業について

青森県の西部地域は、恵まれた気温や日照を生かして、主にりんごの産地となっており、東部地域は夏季冷涼な条件を生かした野菜生産や畜産が盛んに行われています。

令和3年度の本県の農業産出額は3,277億円で、全国で第7位、東北で第1位（18年連続）となっています。

青森県といえば、まずは、生産量全国第1位のりんごですが、県内で栽培されているのは約50種、流通しているのは約40種



出典：農林水産省 生産農業所得統計



王林 (上)、ふじ (下)



紅はつみ 2018年登録

出典：青森県

といわれています。

りんごのほかにも、野菜も全国出荷量トップテンに入るものが多いです。

出荷量全国第1位は、大きさ、雪のような白さ、品質の良さが自慢のニンニクが国内出荷量の約7割、同じく、健康志向の高まりでますます注目のごぼうが約4割を占めています。

第2位は、青森県産野菜のエースのながいもで作付面積が日本一、国内出荷量の約

4割を占めます。第3位以下は、大根、カブ、人参と続き、意外なところでは、第6位にメロンがあります。



資料：農林中央金庫青森支店 (192)

出典：青森県

3 青森県農業信用基金協会の概要

理事9名（うち常勤1名）、監事2名、職員9名（嘱託職員、派遣職員を含む）による総務課、業務課の2課体制で業務運営しております。

今後も増員による体制強化のため、多様な雇用形態を含めて組織・機構改革に取り組んでまいります。

4 青森県農業信用基金協会の活動

令和4年度の保証引受額全体に占める農業資金の割合は66%であり、住宅ローンを主体とする生活資金の34%と比べて高くなっております。一方、残高ベースでは逆に生活資金が57%と過半を占めています。両資金の償還期間の違いなどからこのような構成になっておりますが、農業資金の保証を一丁目一番地としつつも、一定の収益確保のためには、生活資金の伸長も重要な課題であります。

このため、当協会では単独で行うJA及び銀行等への個別訪問や担当者会議のほか、毎月、JAバンク青森の本店機能を担



う農林中央金庫青森支店と定例会を開催したり、同支店主催のJA向け営業戦略会議に参画するなど、JA貸出強化の補完機能発揮や銀行等の動向も注視しつつ、保証条件見直しや事務改善等に迅速かつ継続的に取り組んでいます。

今後は、2年後に導入する全国統一の保証審査システムの効果的な活用を図るため、先行県域からの情報収集も進めながら、これまで以上に農業者等及び融資機関のニーズや負託に応えつつ、段階的な保証料率体系の整備等を行い、持続可能な業務運営に向けて取り組んでまいります。

奈良県農業信用基金協会

1 奈良県の紹介

奈良県は、西は大阪府、北は京都府、南は和歌山県、東は三重県に接しており、紀伊半島の中央の内陸部に位置しています。県北西部は、大阪や京都へは30分程度でアクセスしており、大阪府のベッドタウンとして発展し、県民の8分の1が県外へ通勤・通学しており、奈良府民と表現されることもあります。

1300年の歴史を誇り、「日本の国の始まり」とされ、「古の知恵」が現代に息づく日本で唯一無二の特徴を持つ奈良県は、遺産に囲まれ、国宝・重要文化財の建築・仏像が数多く残されています。観光名所としては、東大寺・興福寺、聖徳太子ゆかりの法隆寺が有名です。また、日本最古の道といわれる山の辺の道や、日本で初めての本格的な律令国家である藤原京、石像物の点在する飛鳥など古代ロマンあふれる魅力ある地でもあります。

こんな魅力たっぷりの奈良県ですが、大阪などとのアクセスの良さから、奈良は日帰り観光するところとされ宿泊客の少なさが課題でした。近年は外資系の高級ホテルも次々と誘致されるなど、外国人を中心に宿泊者数も確実に増えています。

「奈良にうまいものなし」とよく言われま



興福寺



三輪そうめん

出典：奈良県景観資産より

すが、それは誤解です。柿の葉寿司、飛鳥鍋、吉野葛、三輪そうめん、天理ラーメンなど多々「奈良にうまいものあり」です。また、清酒発祥の地とよばれており、様々な日本酒をお楽しみいただけます。

2 奈良県の農業

奈良県の3分の2近くの面積は森林が占めています。このため耕地面積は19,600haと全国平均に比べ非常に小さく、農業産出額は391億円（全国45位）で、認定農業者数も957経営体（全国46位）となっています。しかしながら、県では奈良県豊かな食と農の振興計画を策定し、農業産出額の増加をめざして戦略的な販売の推進と生産振興に

取り組んでおり、農業法人数も毎年度着実に増加しています。今後はこれら法人による大規模で合理化・集約化された生産活動に期待がかかります。

主な農産物としては、実が大きく色がとてもあざやかなのが特徴の柿（全国2位）、施設栽培ではなく露地栽培が中心の小菊（全国2位）や二輪菊（全国1位）、平安時代に



柿



小菊



苺

弘法大師が中国から種を奈良に持ち帰って植えたといわれる大和茶（全国6位）などがあります。また、県ではいちごのブランド化を進めており、中でも奈良県オリジナルのブランドいちご「古都華」は、艶やかな赤色が特徴で糖度と酸味のバランスが良く濃厚な味わいで、たびたびメディアで紹介されています。

畜産物については、まだまだ出荷量は少ないですがオレイン酸が豊富で脂肪の口溶けがよい大和牛、ジューシーな味わいのやまとポーク、脂肪の蓄積が少なく弾力性のある大和肉鶏がブランド化されています。



大和茶ギフトセット

3 奈良県農業信用基金協会の概要

当協会は、理事10名（うち常勤1名）、監事3名の役員13名、職員5名で、総務課と業務課の2課体制にて全国の中でも最少人数で業務運営を行っています。



4 奈良県農業信用基金協会の活動

平成11年4月に全国で初めての単一JA、奈良県農業協同組合が誕生しましたが、当協会の保証実績はJAの融資方針により大きく影響を受けるのが特徴です。JAの融資実績の割合の多くが住宅ローンであることから、保証残高の大半は住宅ローンが占めており、農業資金の割合は1割にも満たない状況となっています。銀行等の融資機関とも債務保証契約を締結していますが、その割合は極めて低いのが現状です。近年は行政機関及び融資機関と意見交換を重ね、勉強会を開催するなど農業資金の推進に取り組んでいます。令和5年度には、長期間取扱いのなかった農業近代化資金で保証実績をあげることができました。

今後も継続して取扱いを増やしていけるよう推進していきます。

一方、生活資金（主に住宅ローン）については、他保証機関との競合が課題で、当協会の取扱い割合は半分に満たないのが現状です。そのため、毎月ローン営業センターを訪問し、数ある要望に対しきめ細やかに対応することを心がけ、迅速な審査回答に努めています。

今後は、農業者の高齢化、農家戸数の減少等農業を取り巻く環境は厳しいものになりますが、意欲ある担い手の資金ニーズを敏感にくみ取り、奈良県農業の発展に貢献できる公的な保証機関として取り組んでまいります。

鹿児島県農業信用基金協会

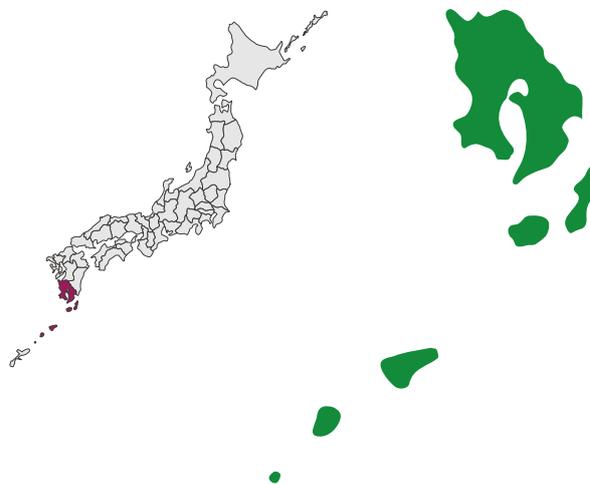
1 鹿児島県の紹介

鹿児島県は、日本の西南部、九州の南端に位置し、東西約 270km、南北約 600km に広がり、総面積は 9,187km²です。

薩摩、大隅の二つの半島からなる県本土と、甌島、種子島、屋久島、トカラ列島、奄美群島等 200 有余の島々からなっているため、気候は温帯気候帯から亜熱帯気候帯まで広範囲に及んでおり、年の平均気温は、15℃から 23℃、降水量は概ね年 2,000mm から 3,000mm の降雨地帯にあるものの、屋久島の山岳地帯のように、年 10,000mm を記録する地域があるなど、地域毎に独自の自然環境を有しています。

また、薩摩、大隅半島は相対して深く湾入した錦江湾を抱き、桜島等の霧島火山帯の活動等によって生じた火山群を骨格にしてシラス層の丘陵台地がひろがっています。(鹿児島県：「かごしまの農業 2023」より)

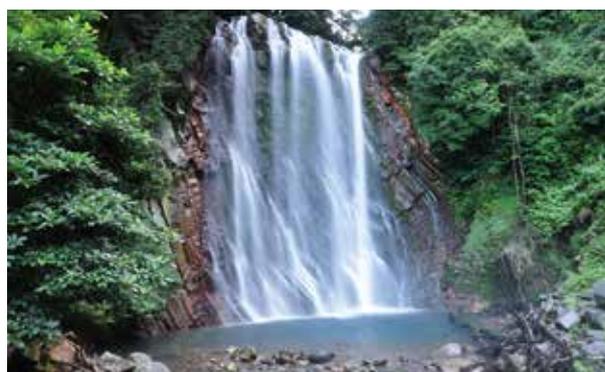
鹿児島県は、世界自然遺産である「屋久島」



「奄美大島・徳之島」、世界文化遺産である「明治日本の産業革命遺産」といった 3 つの世界遺産を有している他、「指宿温泉」や「霧島温泉郷」等、県内各地にある温泉や、「鶴の越冬地」、「知覧特攻平和会館」等、バラエティーに富んだ観光資源に恵まれていますので、是非遊びにおじゃんせ（お越しください）。



噴煙を上げる桜島と錦江湾



坂本龍馬も訪れた 4 つの温泉（林田・栄之尾・硫黄谷・明礬）が流れる丸尾滝（霧島市）

2 鹿児島県の農業

鹿児島県の農業は、県の地域経済を支える基幹産業であり、令和 4 年における農業産出額は 5,114 億円となっています。

特に全国上位の飼養頭数を誇る肉用牛（黒毛和種）や豚を中心とした畜産は、農業産出額の約 7 割を占めています。また、南北

600km にわたる県土の中で、温暖な気候や全国第 2 位の広大な畑地などを生かした野菜や花き、茶などの生産も盛んです。

令和 3 年の品目別生産状況は、肉用牛（黒毛和種）、豚、ブロイラー等畜産のほか、野菜（さつまいも・そらまめ・さやえんどう）、

球根類等が全国1位、茶（荒茶）、かぼちゃ等が2位、マンゴー等が3位となっています。（農林水産省：「鹿児島県の農林水産業



和牛日本一に輝いた「鹿児島黒牛」



「かごしま茶」は全国茶品評会で20年連続産地賞受賞

の概要」、鹿児島県：「かごしまの農業 2023」より）



全国的に人気が高い「種子島安納いも」



100年以上続く「えらぶゆり」栽培

3 鹿児島県農業信用基金協会の概要

当協会は、理事10名（うち常勤1名）、監事2名の役員12名。職員は21名で、総務課、審査課、管理課の3課体制による業務運営を行っています。



4 鹿児島県農業信用基金協会の活動

当協会の保証残高は、平成21年度をピークに、民間保証会社との競争激化等により、平成30年度まで減少を続けていました。

しかしながら、商品性の改善、JAバンク鹿児島による保証料助成やJAバンク利子補給対象資金の活用推進、ネットローンの導入とキャンペーンの実施等、鹿児島県信連、JAと一体となった取り組みを行った結果、令和元年度より増加に転じています。

令和4年度には、10年ぶりに保証残高

1,000億円を計上し、令和5年度には、過去最高の保証残高となる見込みです。

農業を取り巻く状況は、年々厳しさを増していますが、職員の半数以上を占める40代以下の若手・中堅職員を中心に、明治維新の先達に倣い、知恵を出し合って、難局を乗り越えると共に、県・市町村等の関係機関・団体と更に連携し、より地域から信頼される組織作りに取り組み、農業者等の皆様の一助となれるよう努力してまいります。

長野県の森林・林業・木材産業の現状と取組について

長野県 林務部 森林政策課

長野県は、県土面積の135万6千haの約8割にあたる105万6千haが森林でおおわれており、森林面積、森林率ともに都道府県ごとの順位で第3位の森林県です。日本三大美林の一つとして知られる木曾ヒノキは、かつて大阪城、伏見城などの築城や、造船、土木用材などに重宝されてきた歴史的背景があります。

令和4年時点で民有林人工林の約8割が50年生を超えるなど、カラマツをはじめとした本県の森林資源は利用可能な時期を迎えています。一方で、植えてから20年までの比較的若い人工林が少ない状況です。戦後、植栽が行われた人工林の多くが、間伐等の手入れが必要な時期を迎えていたことから、これまで集中的に間伐等を実施してきました。近年では、間伐対象となる森林が徐々に高齢級にシフトしてきています。

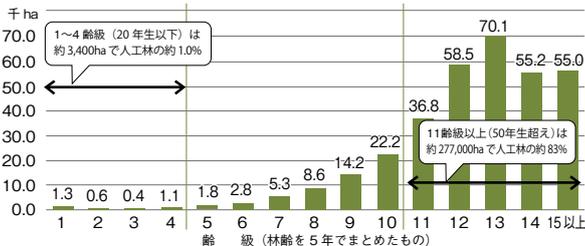


図1 民有林人工林の年齢配置の推移

本県の木材生産量は、合板やバイオマス用を中心に増加傾向で推移し令和4年には62.9万m³と約10年前の平成22年の29.3万m³から2倍以上に増加しました。

県内の製材工場における製材品出荷量は減少傾向で推移し、令和2年に9.1万m³と過去最低となりましたが、令和3年にはい

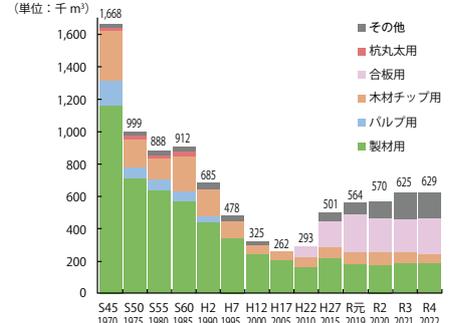


図2 木材生産量の推移

わゆるウッドショックの影響等により10.9万m³と増加に転じ、令和3年以降は10万m³の水準に回復しています。

令和4年度に、本県の森林・林業を巡る現状と課題を整理し、概ね100年先の目指す森林の姿と課題解決に取り組むための施策の方向性として、「長野県森林づくり指針」に「基本目標と3つの基本方針」を定め、県施策を進めております。令和6年度は「伐って、使って、植えて、育てる」という森林の持続的なサイクルの推進のもとで重点的に取り組む施策を、この3つの基本方針に沿って説明します。

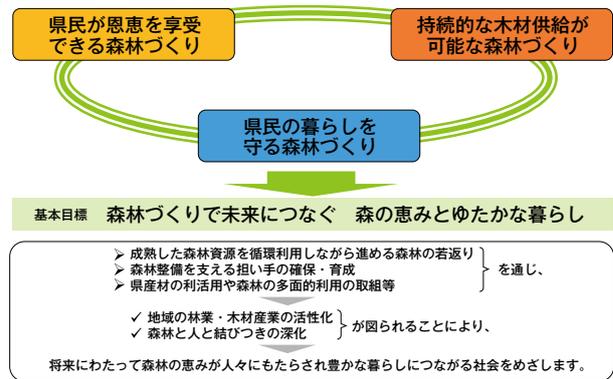


図3 森林づくり指針の基本目標と3つの基本方針

1 持続的な木材供給が可能な森林づくり

●主伐・再生林の加速化を図るため、主伐(全木集材)から再生林までの作業を一貫で行うために必要な架線の設置・撤去を支援

するとともに、森林所有者の費用負担が大きい主伐後の再生林や初期保育作業等に係る標準的な経費を全額支援します。



図4 架線活用のイメージ

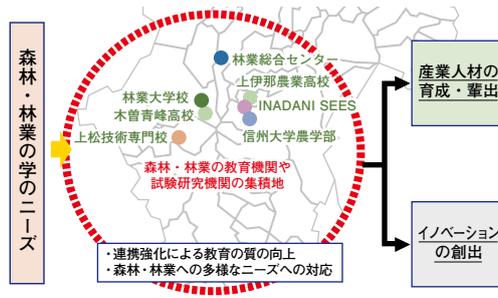
- 再造林後の森林の確実な更新を図るため、ニホンジカ等の食害から植林後の苗木を守るための活動を支援します。
- 木曾谷・伊那谷地域に集積している人材育成機関及び試験研究機関の連携（フォレストバレーの形成）のために運営協議会を新設するとともに、森林・林業を支える人材の育成及びイノベーション創出の推進に向けた人材育成・創出支援プログラムを構築します。
- 将来にわたり林業に従事する担い手、特に若年層の担い手の確保を促進するため、他産業からの転職や移住者に加え、新卒者も支援金等の対象とし、取組を一層推進します。

2 県民が恩恵を享受できる森林づくり

- 森林空間を健康や観光など様々な分野で活用する「森林サービス産業」の創業支援や関連情報の一元的な発信、創業相談体制の整備を進めます。
- 多くの県民や県外から訪れる方が気軽に活用できる「開かれた里山」の活動の発展のための計画作成、研修会の開催や先行事例等の情報発信などにより、地域住民によ

3 県民の暮らしを守る森林づくり

- 森林資源を有効活用するための林道等の路網整備、山地災害を防止するための治山施設等の整備、森林を健全な姿で次世代に引き継ぐための間伐等の森林整備に取り組みます。
- ツキノワグマ等の野生鳥獣による被害防止のための緩衝帯整備への積極的な支援とともに、ICTを活用したツキノワグマ等の行



関係機関の連携による質の高い教育の提供と知見を活かした産業支援

図5 木曾谷・伊那谷フォレストバレーの概念

- 「信州ウッドコーディネーター」を配置し、多様なニーズに対応するための県内木材加工事業者等による連携体制の構築、県産材に関する情報発信を強化します。
- 身近な生活用品等をプラスチック・金属製品から木質製品へ転換する「ウッドチェンジ」の取組を促進するため、製品開発や販路開拓を支援します。



写真1 県産材活用のサウナ



写真2 県産材活用のベンチ

る主体的な里山整備と利活用の取組を支援します。



写真3 研修のイメージ



写真4 住民による森林整備

動監視とニホンジカの効率的な捕獲手法の普及などの総合的な対策に加え、クマのゾーニング管理の導入支援等に取り組みます。



写真5 里山の間伐



写真6 センサーカメラでのツキノワグマ行動監視

全国漁業信用基金協会 山形支所

1 山形県の紹介

山形県は、東北地方の日本海側に位置し、北西部は日本海に面しています。県の面積は、国土面積の約 2.5% を占める 93 万 ha（全国第 9 位）であり、72% を森林が占めています。県の東部には奥羽山脈が南北に走り、それと並行して県の中央に出羽丘陵、西部には朝日山地、南部に飯豊山地が連なっています。これらの山系に源を発した「母なる川」最上川はひとつの都府県を流域とする河川としては国内最長を誇り、多くの支流を合わせて本流を形成しながら、県中央部を北に流れ、米沢、山形、新庄の三盆地及び下流域に庄内平野を形成して日本海の酒田に注がれます。地域は、日本海に面する庄内地域と内陸部に属する最上、村山、置賜の 4 地域に分けられています。

県の特産品は庄内平野の稲作と、新庄・山形・米沢盆地の寒暖差を利用した果樹栽培（さくらんぼ・西洋なし・りんご・ぶどう・もも）等が有名です。観光スポットは、松尾芭蕉の句で有名な宝珠山立石寺、日本三大樹氷のひとつである蔵王、大正ロマンの面影を色濃く残す温泉街が人気の銀山温泉、北前船で栄えた湊町酒田の山居倉庫、クラゲの展示種類数が世界一の鶴岡市の加茂水族館等があります。

グルメでは、県民のラーメン好きは突出しており、総務省の家計調査によると、



2023 年の中華そばの 1 世帯あたりの年間支出額（外食）は、山形市が 17,593 円で、2 年連続の全国 1 位に輝きました。ラーメン店の数も多く、人口 10 万人あたりの店舗数も全国 1 位であります。また、昨年 10 月に東京都で開催された「日本ご当地ラーメン総選挙」では酒田ラーメンが日本一に選ばれました。

2 山形県の水産業

北部日本海に位置する本県の海岸線は、秋田県境の三崎から新潟県境の鼠ヶ関まで約 135km（飛島含む）と、海に面している 39 都道府県中 38 番目と短いうえに単調であり、ほぼ中央から北は砂浜地帯、南は岩礁地帯となっています。一方、本県唯一の離

島である飛島は、周囲のすべてが岩礁に囲まれ、比較的变化に富んだ海岸線（約 11km）となっています。

湾のない直線的な海岸線と冬季の時化などの地理的条件のため養殖業は発達せず、ほぼ全量が漁船漁業による天然物の水揚げ



トラフグ（提供：山形県）



庄内おぼこサワラ（提供：山形県）



庄内北前ガニ（提供：山形県）



ヒラメの畜養試験（提供：山形県）

となっています。令和4年の漁獲量は約380トン、漁獲金額約25億円であり、魚種別ではスルメイカの漁獲量が最も多く、次いでマダラ、ベニズワイなど、季節ごとに約130種類もの多種多様な魚介類が水揚げされています。

庄内地域の沿岸部は庄内浜と呼ばれており、上記水産物のみならず四季折々の豊富な農産物にも恵まれていることから「食の都庄内」としてPRしています。

近年、本県漁獲量が減少傾向であることから魚価向上の取組みが急がれており、漁業関係者、流通関係者及び行政で構成する「庄内浜ブランド創出協議会」を設立し、関係者が一体となって庄内浜産水産物全体を

牽引するブランド魚の創出に取り組み、「天然トラフグ」「庄内おぼこサワラ」「庄内北前ガニ」の3つのブランドを創出しました。

なかでも「庄内北前ガニ」は全国に先駆け1か月早く漁獲される強みを活かし、選別基準の確立、品質向上対策のマニュアル化、PR強化に取り組みブランド構築を進めることにより、庄内浜産ズワイガニの単価向上を図っております。

更に漁船漁業に依存していることから水揚げが安定しないといった課題に対して、県施設等を活用した畜養試験を行い、その結果を関係者で共有し、活魚出荷など出荷形態の多様化に取り組みすることで、庄内浜産水産物の安定供給を目指しております。

3 山形支所の概要

- 住所：山形県酒田市船場町二丁目2番1号
- 電話番号：0234-24-2604
- 運営委員長：加賀山 祐
- 執行役員：芝田 秀樹
- 会員数：55名（令和4年度末現在）
- 出資金残高：659,100千円（同）
- 保証残高：402,868千円（同）
- 職員数：3名



鳥海山

4 山形支所の取り組み

近年、当支所の保証引受は漁船リース事業等の近代化資金が主体となっていますが、気候変動等による漁場環境の変化に加えて、水産資源の減少、漁業の担い手の減少等の理由から令和4年度末保証残高はピーク時の10分1以下に減少しています。

当支所といたしましては、漁業者に対しより良質な保証サービスを提供できるよう、融資機関等との連携を密にするとともに、保証審査の迅速化や保証審査能力の向上、期中管理の強化等に取り組み、本県水産業の発展に寄与してまいります。

全国漁業信用基金協会 大分支所

1 大分県の紹介

大分県は「アジアの玄関口」である九州の北東部に位置し、北側は周防灘に、東側は伊予灘、豊後水道に面しています。

総面積は約 6340.70km²あり、人口は 1,097,919 人（令和 5 年 7 月 1 日現在）です。18 市町村があり、県庁所在地は大分市。

特色は、温暖な気候に恵まれ、海や山などの豊かな自然、その中で育まれた新鮮で安全な食材、宇佐神宮や六郷満山、国宝臼杵石仏をはじめとした摩崖仏などの貴重な歴史的文化財など、多くの地域資源があります。

【癒しを求めて】

県内に数多くある温泉は、日本一の湧出量と源泉数を誇り、色々な泉質も味わうことが出来る、まさに『日本一のおんせん県おおいた』の代名詞を掲げるにふさわしい資源を有しています。

ストレス社会のなか、大分県に癒しを求めにいらっしゃいませんか？



(別府の湯煙)



(温泉から見る別府湾)

【美味しいものが数多く】

「The・おおいた」ブランドとして、かぼすブリ・かぼすヒラメ、関あじ・関さば、おおいた和牛などの高級食材をはじめ、かぼすや椎茸、にら、ベリーーツ苺など四季折々の素晴らしい食材が満載です。

郷土料理として有名な、だんご汁・やせうま・りゅうきゅう丼・とり天なども、大分に来るなら必ず食してみたとお勧めしたい。『美味しい場所＝大分』で、おなか一杯舌鼓を打ってください。



(城下カレー)



(りゅうきゅう)



(とり天)



(だんご汁)

【アクティビティ・観光も楽しめます】

大分空港から大分市内をつなぐ、14 年ぶりに復活するホーバークラフトは、一度は乗船してみる価値あり（令和 6 年秋から運行予定）。

レンタカーを借りて、くじゅう連山の絶景の中をドライブし、国東や臼杵で歴史を感じ、湯布院や別府で温泉につかり、佐伯では美味しい魚料理を食べるなど、アクティブにやれること満載でワクワクさせてくれることでしょう。

若い人もご年配の方も、各々のペースや価値観に必ずや合致する過ごし方ができる、そんな県です、大分県。



(くじゅう連山ミヤマキリシマ)



(湯布院金鱗湖)

2 大分県の水産業

大分県の水産業は中～高級とされる魚介類が中心で、そのため海面における生産量は全国 22 位ですが、生産額は全国第 11 位と高くなっています。(令和 4 年 3 月時点)

瀬戸内海と太平洋の海流がぶつかり合う豊後水道で捕れる「関あじ」「関さば」や、日出町で捕れる「城下かれい」は大分県の高級ブランド魚として有名です。

また、養殖のカボスぶり・カボスひらめ・クロマグロなども、近年人気の魚です。

ただ、全国的にも言えますが、漁獲量の減少や漁業者の高齢化、魚離れによる消費量の低迷といった問題に加え、近年の新型コロナウイルス感染症やウクライナ・中東紛争の影響等により、本県水産業者にも厳しい状況が続いています。

この様なことから、大分県漁業協同組合では新たな水産物加工処理施設を起工し、完成後(令和 6 年 8 月頃)はブリフィレや切り身等の加工品が増産される見込みで、県内外での販路拡大がおおいに期待されます。

生産面では、本格稼働する漁業公社国東事業場を活用し、広域的な海域ごとに海底耕うんや増殖礁を設置するなどした放流敵地に種苗を拠点的に放流することで、水産資源のさらなる回復を図ろうとしています。

また、引き続きブリの人口種苗の生産技術開発を行うとともに、カキ養殖試験等による水質改善などの取組みを進めることで、養殖業の生産基盤の安定と産地出荷体制を強化しようとしています。

販売面では、県内の消費拡大を進めるため、量販店などと連携した魚食普及活動を行うとともに、県外では「おおいたの魚パートナーシップ量販店・飲食店」の新たな認定や既存店でのフェア開催などを通じて、大分県水産物のさらなる販路促進を図っています。

これらの取組みを着実に進めることで水産業の成長産業化を進め、大分県水産業の今後の発展につなげていきます。

また、大分県では 2 度目の開催となる『第 43 回全国豊かな海づくり大会』が、令和 6 年 11 月 10 日に開催されます。水産業の振興・発展と本県水産業の魅力について全国へ広く発信していきます。



(関あじ・関さば)



(カボスぶり・カボスひらめ)



3 大分支所の概要 (令和5年3月末現在)

- 住所: 大分市府内町 3-5-7 (水産会館内)
- 会員数: 256 会員
- 出資総額: 828,800 千円
- 保証残高: 2,188,508 千円
- 職員数: 4 名

4 大分支所の取組み

大分県では漁獲量の減少や漁業者の高齢化、魚離れによる消費量の低迷に加え、様々な外的諸問題の影響等もあり、近年新規保証件数・保証残高は減少傾向にあります。

今後とも、水産業をとりまく環境は厳しさが増していくことが予想されますが、その様なときこそ、中小漁業者から信頼され、頼りにされる存在となるよう、金融機関、漁協等としっかり連携をしながら、支援して参ります。

北海道農業共済組合

1 北海道の紹介

日本の総面積の2割以上を占め、世界の島の中で第21位の大きさを誇る北海道は、179の市町村からなり、九州と四国を合わせた面積よりも上回ります。四方を太平洋、日本海、オホーツク海に囲まれ、雄大かつ変化に富む山岳や広大な湿原などの美しい景観の天然湖沼などで形成されています。日本では最北端に位置しますが、世界から見るとアメリカ、ヨーロッパの主要都市とほぼ同位置にあります。

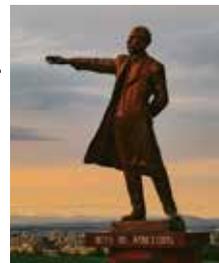
気候は、道北・道東の内陸部で冬は-30℃を下回ることもあり、日本海側にあつては、日本でも有数の豪雪地帯ですが、一方で太平洋沿岸部は親潮の影響を受けるため、夏は涼しく、冬は小雪傾向です。また、北海道は夏から秋にかけての梅雨や台風の影響をあまり受けません。

世界自然遺産にも登録されている知床国立公園をはじめとした6つの国立公園を有し、北海道中央部の天塩山地、北見山地、石狩山地、日高山脈は「北海道の屋根」とも呼ばれています。この豊かな自然によって、タンチョウやエゾヒグマ、キタキツネなどの動物、ハマナスやトドマツ、エゾツツジなどの植物を見ることができます。また、海鮮やジンギスカン、スープカレーなどのグルメも北海道が育む大自然の賜物です。

令和5年からは、コロナ禍によって下火



タンチョウ



クラーク像



知床



ジンギスカン



海鮮丼



美瑛の丘



函館



スープカレー

になっていた観光業が急激に回復傾向で、インバウンドや国内旅行客の来道も増加し、世界トップクラスのパウダースノーや美しい景観を求めて多くの観光客が北海道を訪れています。

2 北海道の農業

北海道の農業は、全国の4分の1を占める広大な耕作地や豊かな水資源、冷涼な気候などの恵まれた条件を生かし、稲作、畑作、酪農などの土地利用型農業を中心に展開しています。令和3年度の食料自給率(カロリーベース)は223%で、日本最大の食糧

生産地となっています。

農業算出額は約1兆3千億円で、全国の約15%を占め、小麦、ばれいしょ、たまねぎ、てん菜、生乳、軽種馬など多くの品目が全国1位となっています。現在では、北海道米もブランドが確立し「ゆめぴりか」「なな



ばれいしょ

つぼし」「ふっくりんこ」「おぼろづき」などの良質米を生産しています。

農業経営体数は約3万2千経営体で、経営耕地面積10ha以上の農業経営体が7割を超えるなど、大規模農業が盛んに行われ



ビート

ています。また、地域によって気象や地理的条件が異なるため、稲作地帯、酪農地帯、畑作地帯など、地域ごとに特色のある農業を展開しています。

3 北海道農業共済組合（NOSAI北海道）の概要

【所在地】北海道札幌市中央区北4条西1丁目1北農ビル15階

【電話】011-271-7212（代表）

【役員】理事31人 監事6人

【支所】29

【診療所】63（分室・出張所を除く）

【職員】1,338人（令和6年4月1日現在）

うち事務職員484人

獣医師（動物看護師を含む）764人

人工授精師90人



4 北海道農業共済組合の活動

当組合は令和4年4月に全道5組合が合併、令和4年5月に北海道農業共済組合連合会の解散と財産等の承継により特定組合が発足しました。合併当時の職員数は1,500名を超え、全国で最大規模の農業共済組合となりました。

北海道のみならず、全国の農業を取り巻く環境は、担い手不足や輸入資材の高騰による経費の増高など、農畜産物の販売高は減少しています。また、近年は予期せぬ大規模な自然災害が各地で頻発しており、農業者の経営努力だけでは避けることのできないリスクへのセーフティネットが一層求

められています。

このような状況のなか「農業共済制度」は昭和22年の発足以来、国の重要な災害対策の柱としてその機能を遺憾なく発揮してきました。平成30年には、あらゆるリスクから農業販売収入の減少を補てんする「収入保険制度」を導入し、2つのセーフティネットで農業者の経営安定に取り組んでいます。

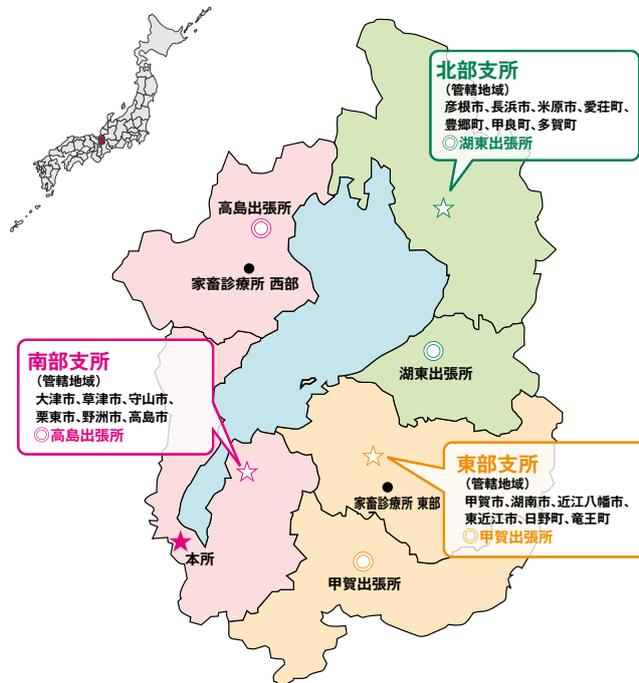
NOSAI北海道は、無保険者ゼロを目指して「すべての農業者に安心を届ける」を使命に、備えの種を播き続けて北海道農業とともに歩んでまいります。

滋賀県農業共済組合 (NOSAI 滋賀)

1 滋賀県の紹介

滋賀県は近畿の北東部にあり、北は福井県、東は岐阜県、南東は三重県、西は京都府と接しています。まわりを伊吹、鈴鹿、比叡、比良などの山々に囲まれ中央に県の面積(4,017km²)の約6分の1を占める日本で一番大きな湖「琵琶湖」(周辺の長さは約235km)があります。まわりの山々から湖に流れこむ川の数は大中小約460本。一方、湖から流れ出る川は瀬田川(宇治川、淀川となって大阪湾に注ぐ。)と京都市につながる琵琶湖疎水(人口)の2本のみです。

気候は、内陸性気候ですが、琵琶湖があるため他の盆地と比較すると、夏の暑さと冬の寒さは幾分穏やかである特徴があります。



2 滋賀県の農業

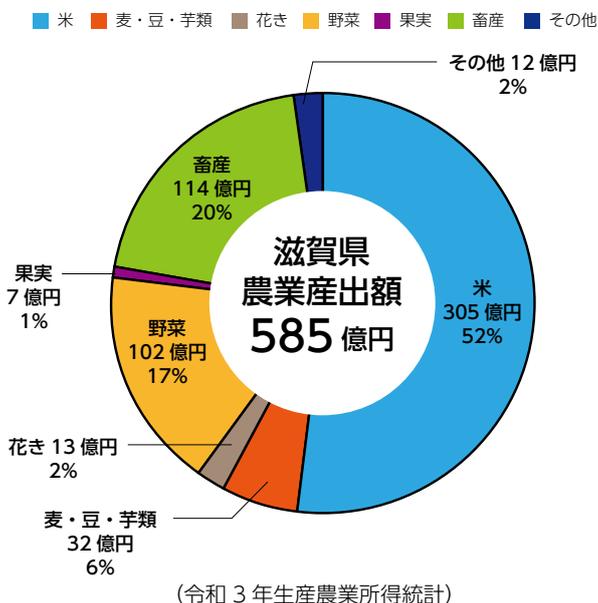
本県の耕地面積は50,500haで水田率が93%と高く、水稲・麦・大豆の土地利用型農業が特徴です。県独自認定の環境こだわり

り米など琵琶湖の環境に配慮した栽培に早くから取り組んでおり、六条大麦と大豆は全国4位、小豆は3位の生産量があります。畜産については三大和牛の一つとされる近江牛というブランドをもち、肉牛農家では大規模化が進み一戸当たりの飼養頭数は244頭で全国トップレベルとなっています。

「集落営農」に取り組む農村集落が多いのも特徴の一つで「集落営農法人」は361を数え、全国で3番目の多さです。

令和4年10月には全国に先駆けて「滋賀県みどりの食料システム基本計画」を策定し、「環境こだわり農業」の生産拡大に加え、有機農業の面積拡大、スマート農業等の新技術の活用、飲食店や事業所食堂等の活用を通じた消費拡大等を図る取組みを進めています。

本県の農業産出額の品目別構成



3 滋賀県農業共済組合（NOSAI 滋賀）の概要

NOSAI 滋賀は、平成 25 年 4 月に県内 7 組合が合併し、同 5 月に連合会も含め特定組合として発足しました。

合併当初は本所、7 支所、2 診療所でしたが、組織体制の見直しを行い現在は、下図の体制で事業運営を行っています。

■ 本所所在地

滋賀県大津市梅林一丁目 14 番 17 号

■ 電話番号 077-524-4688

■ 組織体制

役員 15 人（理事 12 人、監事 3 人）

職員 129 人（臨時等を含む）

■ 基礎組織

総代 90 人

損害評価会委員 204 人

（本所委員 54 人、支所委員 150 人）

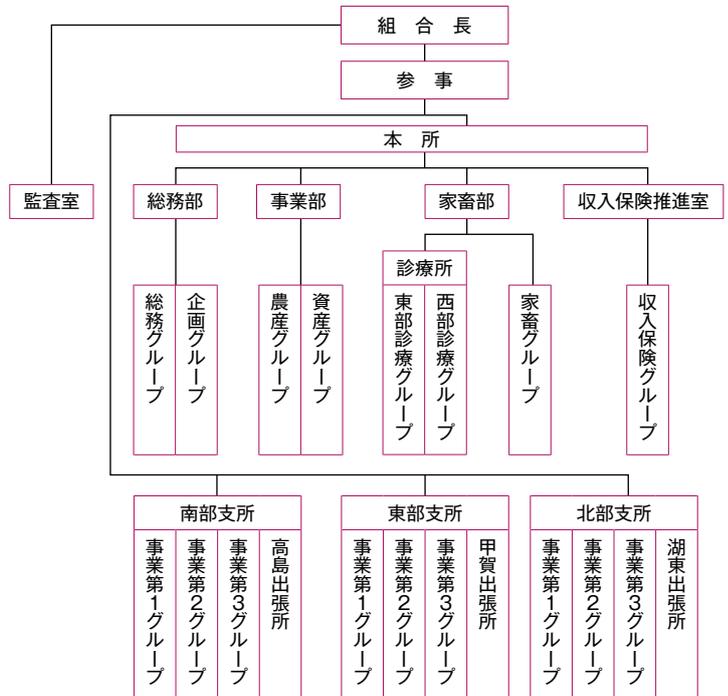
損害評価員 173 人

NOSAI 部長 1,673 人

■ 組合員数 18,292 人

令和5年3月末現在

【機構図】



4 滋賀県農業共済組合（NOSAI 滋賀）の活動

近年は大雨や台風、地震、思わぬ豪雪など大規模の自然災害が毎年のように発生し、多様なリスクが農業経営を脅かしています。このような状況下で、NOSAI の力を発揮し、地域農業を守り、組合員が安心して農業に取り組むことができるよう、全力で農業保険事業の円滑な運営に努めています。滋賀県農業共済組合としてスタートしてから、早くも 10 年が経過しました。「安心をすべての農家に届けよう」を目標に、農業生産体制の構築に向けて、農家一人一人の理解を得ながら、収入保険と農業共済を総合的（セット）に推進・展開し、農業経営のセーフティーネットを着実に広げていくことが組合の使命です。

そのために、組合員の皆さまに制度の内容についてわかりやすく丁寧に説明をして、これまで築いてきた信頼関係をより強固なものとし、より良い農家サービスを提供できるように取り組んでいきます。

NOSAI 滋賀
マスコットキャラクター
「NOSAI ノンちゃん」



食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案について

農林水産省において行ってきた食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について、これまで4回にわたり、農林水産省大臣官房政策課より御寄稿いただきました。今年の2月27日に「食料・農業・農村基本法の一部改正する法律案」が閣議決定され、第213回国会に提出されました。本テーマの最後に、改正法案の内容について取り上げていただきましたので、御紹介します。

農林水産省大臣官房政策課
企画官



加集 雄也

1. はじめに

これまで4回にわたり、食料・農業・農村基本法（以下「基本法」）制定の背景やこれまでの情勢変化、基本理念や具体的施策の見直しの方向についてご紹介しました。こうした内容を踏まえて検討を進め、今年の2月27日に「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第213回国会に提出されました。

2. 改正法案の内容

基本法の制定から4半世紀が経過する中で、世界的な食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国の人口の減少などの食料・農業・農村をめぐる情勢の変化が生じ、基本法制定時の前提が大きく変化してきました。こうした変化を踏まえて食料・農業・農村施策を講ずることができるよう、基本理念や関連する基本的施策を見直すこととしています。

(1) 基本理念

まず、食料安全保障を基本理念の柱の一つとして位置付け、全体としての食料の確保（食料の安定供給）に加えて、国民一人一人がこれを入手できるようにすることを含むものへと再整理しています。

また、国内人口が減少する中であっても、食料安全保障の観点から、国内の農業生産の増大を基本に、輸入・備蓄を行うという食料安定供給の基本的考え方は堅持することとし、その上で、食料安定供給を図る上での生産基盤等の重要性、国内供給に加えて輸出を通じた食料供給能力の維持、安定的な輸入・備蓄の確保といった新たな視点も追加しています。

また、食料の安定的な供給に向けては、農業生産の基盤や食品産業の事業基盤等が確保されていることが重要であるとし、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業が発展し、これを通じて食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定しています。

加えて、食料の合理的な価格の形成にあたっては、食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携して行う一連の活動を「食料システム」と定義し、その関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならぬことを明確化しています。

環境と調和のとれた産業への転換に向けては、食料システムが環境に負荷を与えている側面にも着目し、多面的機能に加え、環境への負荷の低減が図られ、環境との調和が図られなければならない旨を規定しています。

農業の持続的な発展に関して、人口減少に伴う農業者の減少や、気候変動等、農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、今後のあるべき農業生産の姿として、生産性の向上、付加価値の向上、環境負荷低減の3点を農業生産の目指すべき方向性として新たに規定しています。

農村の振興に関しては、人口の減少等、農村をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持されるよう、農村の振興が図られなければならないとの視点を追加しています。

以上のように基本理念を再整理した上で、各分野について具体的な施策の方向性を定めています。

このほか、食料安全保障の確保等に向けて、関係団体が果たす重要な役割も明確化しています。

また、食料安全保障の抜本的な強化を図るにあたり、食料安全保障上の様々な課題の性質に応じて評価を行う必要があることから、食料・農業・農村基本計画において、食料自給率に加え、食料安全保障の確保に関する目標を設定することとしています。平時から食料安全保障の状況を定期的に評価することが重要との考えの下、毎年これ

らの進捗状況を公表すること等を通じて、PDCA サイクルを回す仕組みを導入するなどの見直しを行うこととしています。

(2) 食料安全保障の確保

食料安全保障の確保に向けた施策の方向性として、以下のような内容を新たに規定しています。

- ① 国民一人一人の食料安全保障上の課題に対応する、円滑な食料の入手のための幹線物流やラストワンマイル等の確保
- ② 食品産業の持続的な発展に向けた、環境負荷低減、円滑な事業承継、先端技術の活用、海外展開
- ③ 農産物、生産資材の安定的な輸入に向けた、官民連携による輸入相手国の多様化、輸入相手国への投資の促進
- ④ 輸出促進に向けた、輸出産地の育成、輸出品目団体の取組の促進、輸出相手国における販路拡大支援、知的財産の保護
- ⑤ 持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成に向けた、関係者による理解の増進、合理的な費用の明確化の促進
- ⑥ 不測の事態が発生するおそれがある段階から、食料安全保障の確保に向けた措置の実施

(3) 農業の持続的な発展

農業の持続的な発展に向けた施策の方向性として、以下のような内容を新たに規定しています。

- ① 効率的かつ安定的な農業経営を営む者（担い手）の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業者を位置付け
- ② 家族経営に加えて、農業法人の経営基盤の強化に向けた、経営者の経営管理能力

向上、労働環境の整備、自己資本の充実

- ③ 農地集積に加えて、農地の集約化・農地の適切かつ効率的な利用
- ④ 防災・減災、スマート農業、水田の畑地化も視野に入れた農業生産基盤の整備、老朽化への対応に向けた保全
- ⑤ スマート農業技術等を活用した生産・加工・流通の方式の導入促進や新品种の開発などによる「生産性の向上」
- ⑥ 6次産業化、高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用などによる「付加価値の向上」
- ⑦ 環境負荷低減に資する生産方式の導入などによる「環境負荷低減」を位置付け
- ⑧ 人口減少下において経営体を支える「サービス事業体」の活動の促進
- ⑨ 国・独立行政法人・都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化、民間による研究開発等
- ⑩ 家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応
- ⑪ 生産資材の安定確保に向けた良質な国内資源の有効活用、輸入の確保や、生産資材の価格高騰に対する農業経営への影響緩和の対応

(4) 農村の振興

農村の振興に向けた施策の方向性として、以下のような内容を新たに規定しています。

- ① 農地等の保全に資する共同活動の促進（多面的機能支払）
- ② 農村との関わりを持つ者（農村関係人口）の増加に資する、地域資源を活用した事業活動の促進
- ③ 中山間地域の振興に資する農村 RMO の活動促進
- ④ 農福連携、鳥獣害対策

- ⑤ 農泊の推進や二地域居住の環境整備

3. おわりに

以上の内容を取りまとめた基本法改正法案については、今後国会でご審議いただくこととなっております。

また、基本法の改正内容を実現するために必要な法案として、

- ① 不測の事態が発生する前の段階から、食料の確保に向けた対策を講ずるための新たな法的枠組みを創設する「食料供給困難事態対策法案」
- ② 農用区域の変更に係る国の関与の強化や、食品事業者と連携する場合の農地所有適格法人の資金調達の円滑化等により、農地の総力確保と適正・有効利用を図る農地法制の見直し（農業振興地域の整備に関する法律等の改正）
- ③ スマート農業を振興するための新たな法的枠組みを創設する「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律案」
- ④ 食品原材料の調達安定化を促進するために新たな金融・税制措置の整備等を行う「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案」

の、合計4本の法律案を提出しております。

国会に提出された「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」や、今回ご紹介した関連の4法案の概要や条文等については、下記よりご覧いただけます。

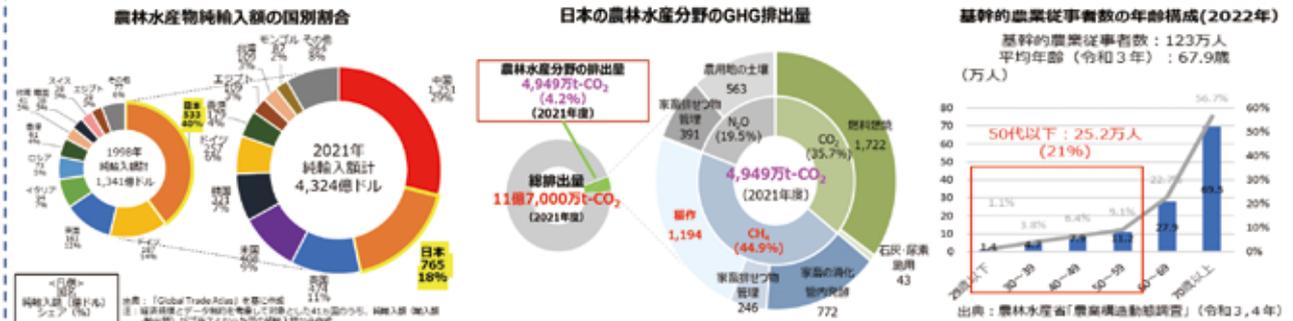


(農林水産省ホームページ)

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案の概要

背景

○ 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。



法律案の概要

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
 - ①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態」とする。(第2条第1項関係)
 - ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。(第2条第4項関係)
 - ③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようしなければならない旨を規定。(第2条第5項関係)
- (2) 基本的施策として、
 - ①食料の円滑な入手(食品アクセス)の確保(輸送手段の確保等)、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保(輸入相手国の多様化、投資の促進等)(第19条及び第21条関係)
 - ②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進(輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体(品目団体)の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等)(第22条関係)
 - ③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。(第23条及び第39条関係)

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。(第3条関係)
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。(第20条及び第32条関係)

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。(第5条関係)
- (2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術(スマート技術)等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上(知財保護・活用等)、農業経営の支援を行う事業者(サービス事業者)の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。(第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)

農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。(第6条関係)
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動(農泊)の促進、障害者等の農業活動(農福連携)の環境整備、鳥獣害対策等を規定。(第43条から第49条まで関係)

漁船購入



施設整備



漁具購入

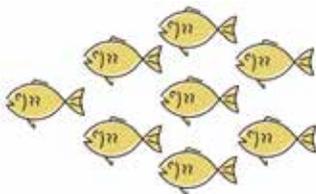


漁業者・養殖業者のみなさまへ 漁業信用保証制度のご案内

漁業経営等に必要な資金調達を公的保証制度で応援します



運転資金

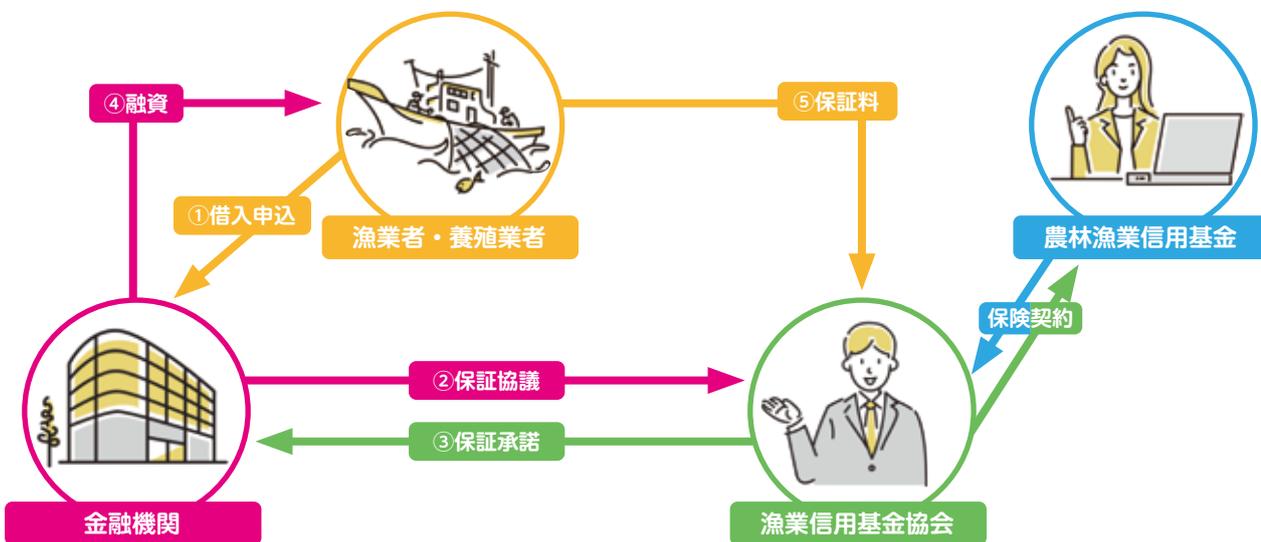


種苗購入



生活資金

みなさまの資金繰りをサポートします！



ご利用までの流れ



①借入（保証）申込

金融機関と同時に、漁業信用基金協会の保証申込もします



②保証協議

漁業信用基金協会にて、経営状況などの確認、審査を行います



③保証承諾

保証可能な場合は、保証を承諾する旨を金融機関へ連絡します



④融資

融資実行後は、計画に基づき金融機関への返済が始まります

漁業信用保証制度のメリット！

信用力が上がる



漁業信用基金協会が保証人となることで信用力が上がり、借入しやすくなります



漁業者に寄り添った対応



漁業が専門のため皆様に寄り添って対応いたします

漁期や漁業種類など様々なケースに応じて借入期間や返済計画をサポートいたします



Q & A



漁業信用保証の利用を考えていますが、どこに相談すればよいですか？

お近くのJFマリンバンクなどの金融機関の窓口や漁業信用基金協会へお気軽にご相談ください。



担保・保証人がないと、保証を受けられませんか？

経営状況や借入条件によっては、担保・保証人のご負担なしで保証できる場合があります。



漁業信用保証の利用対象者を教えてください。

漁業を営む方、従事の方が対象となります。法人や任意団体も対象です。



国の補助などはありますか？

経営改善漁業者の方など、担保・保証人・保証料の負担が軽減される制度がございます。



ご利用にあたり

ご利用対象者

- 中小漁業融資保証法第2条に定められた中小漁業者等の方
- 【例】
- ▶ 漁業・水産加工業を営む個人
- ▶ 漁業に従事する個人
- ▶ 漁業・水産加工業を営む法人で常時使用する従業員の数が300人以下かつ使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下（加工業の場合は資本金額もしくは出資総額が1億円以下）のもの
- ▶ 水産業協同組合
- ▶ 水産振興法人（条件あり）
- ▶ 協同会社（条件あり）
- ▶ 任意団体等

その他

- 保証料は、各漁業信用基金・支所で資金種類ごとに定められており、借入残高に乗じた額になります。
- 会員制のため、融資金額に応じた出資金（1口5万円）が必要になります。ただし、国の制度資金を利用する場合や、所属する漁業協同組合等が会員となっている場合は、出資が不要になることがあります。
- 保証金額は、金融機関から借入れる金額の元本の額を保証の範囲としています。ただし、一部の資金では、元本の額の80%を保証の範囲としています。

漁業信用基金協会は、「中小漁業融資保証法」に基づく公的保証機関です。



◆◆お気軽にご相談ください◆◆



漁業信用基金協会

検索



農林漁業信用基金 HP はこちら ⇒



役員交代

令和6年3月31日付で、石川理事が退任いたしました。

令和6年4月1日付で、鹿田理事が就任いたしました。

信用基金の動き

   運営委員会を開催し、令和6年度計画及び業務方法書の変更について審議。

 令和6年度計画について主務大臣に届出。

 農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更について主務大臣が認可。

人事異動

令和6年3月30日付

退職
総括調整役 中西 誠
〔林野庁林政部付へ〕

令和6年3月31日付

退任
理事 石川 治
〔水産庁漁港漁場整備部整備課漁場環境情報分析官へ〕

令和6年4月1日付

理事 鹿田 敏嗣
〔水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室長より〕

総括調整役 高木 美貴
〔農林水産省大臣官房政策課調査官兼林野庁森林整備部計画課付より〕

まず初めに、令和6年能登半島地震により被災された皆様へ心よりお見舞い申し上げます。被災地域の皆様の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

日ごろより広報誌「基金 now」をご愛読いただき御礼申し上げます。本年度も広報誌「基金 now」をよろしく申し上げます。

私が広報誌の編集を担当させていただき3年目に突入しました。国の政策や各県の農林水産業の特徴や特色、今後の取組など現場の状況を知れる貴重な機会であり、編集担当者の私自身、毎号楽しみにしています。

広報誌を継続して発行できているのは、ご多忙の中ご寄稿を頂いている皆様のおかげであり、改めて御礼申し上げます。

今年はオリンピックイヤーです。先日、サッカーU-23日本代表がパリオリンピックへの出場権を獲得し、サッカーファンとして安堵しているところです。

また、時差は心配ですがサッカーだけでなく、陸上競技や東京大会で初登場したスケートボードなど様々な競技をテレビ観戦することが今夏の楽しみです。

最後に、これから季節の変わり目になりますので、皆様におかれましてはお体にお気をつけてお過ごしください。

(広報誌編集担当 T)

編集後記



2024年5号 No.15 2024年5月15日発行

編集・発行 独立行政法人 農林漁業信用基金 企画調整室 企画推進課

(問合せ先) 〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階

TEL: 03-3434-7813 MAIL: kikaku@jaffic.go.jp

装丁・印刷・製本 シンソー印刷株式会社

独立行政法人 農林漁業信用基金

Agriculture, Forestry and Fisheries Credit Foundations

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。